

## 明治大学体育会ソフトテニス部 部則

### 第1章 総則

(名称・所在地)

第1条 当部は、明治大学体育会ソフトテニス部と称し、神奈川県川崎市多摩区三田2-5403-4 明治大学生田総合合宿所に本部を置く。

(目的)

第2条 当部は、ソフトテニス競技を通して健全な心身を養い、互いに切磋琢磨することで人格を陶冶し、学業との両立をはかりながら有為な人材を育成することで、明治大学及び大学スポーツの発展に寄与することを目的とする。

### 第2章 活動

(活動)

第3条 当部は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 公益財団法人日本ソフトテニス連盟及び日本学生ソフトテニス連盟等の主催する大会への参加
- (2) 他大学との交流試合
- (3) 強化合宿
- (4) 卒業生送別会及び新入生歓迎会
- (5) 本学関係団体及び外部関係団体との交流
- (6) その他目的達成に必要な諸活動

(活動計画)

第4条 前条の活動を実践するため年間活動計画を作成し発表するとともに日々の定期的活動を実施するものとする。

(加盟登録)

第5条 当部及び部員は、第2条の目的を達成するため、公益財団法人日本ソフトテニス連盟、日本学生ソフトテニス連盟、東日本学生ソフトテニス連盟並びに関東学生ソフトテニス連盟に加盟登録を行う。

### 第3章 組織

(組織)

第6条 当部は部員及び以下の役員をもって構成する。

- (1) 部長 1名
- (2) 監督 1名
- (3) 補助指導者 若干名

(部長)

第7条 当部に明治大学スポーツ推進本部長から委嘱された部長を置く。

(監督・補助指導者等)

第8条 当部に、部長の推薦により明治大学スポーツ推進本部長から委嘱された監督及び補助指導者を置く。

2 前項の監督は、総監督とし、補助指導者の中に男子監督、女子監督、コーチ及びその他の指導者を置くものとする。

#### 第4章 部員

(部員資格)

第9条 当部の部員は明治大学の学生により構成される。

2 部員は、明治大学の学生としての品位を堅持し、部則を遵守しなければならない。

3 部員としての在籍期間は、原則として4年間とする。

(部員の心得)

第10条 部員は勉学を本分とし、学業の余暇を利用し部活動を通じ心身の鍛練を怠らないこと。

2 部員は礼節を失わず常に品格のある明朗な態度で人に接し、人間関係を深め部活動を推進すること。

3 喫煙は健康及びスポーツ活動を推進する上で悪影響を及ぼし、周辺環境にも不快感を与えるので、全面禁煙とする。

4 部員は如何なる場合にも暴力を否定し、それに反した場合は退部処分とする。

5 練習には部員全員が参加する。但し練習時間内に授業、研究活動等がある場合は、それを優先する。

6 練習日に日本代表としての合宿、国民体育大会予選会等がある場合は、主将及び監督に届け出て許可を得なければならない。

7 練習においては、各個人が協力しお互いに快適にかつ真剣に練習できる環境づくりを心がけなければならない。

(部員の対外活動)

第11条 部員は、本学を代表する学生であるとの意識を持ち、適した行動をとることに心がけなければならない。

2 公式試合では、所定のユニホームを着用し、本学代表としての自覚と誇りを持って試合に臨むものとする。

(入部)

第12条 当部への入部希望者は、入部届及び当部部則厳守の誓約書を提出し、部長及び監督に承認されることにより入部が認められる。

(合宿所)

第13条 合宿所に入寮する者は、保護者の記名捺印がされた「入寮条件確認書」を提出し、部長及び監督に承認されることにより入寮が認められる。

2 前項に規定する「入寮確認書」及び「生田総合合宿所運営要領」記載事項に違反した場合、部長は当該部員に対し退寮を命じることができる。

(退部)

第14条 部員が退部しようとするときは、退部理由を明確に記載のうえ本人が署名、捺印した退部届を部長に提出し、部長、監督及び補助指導者で協議の結果、了承されることにより退部が認められる。

2 前項において退部が了承された部員について、部長はスポーツ振興事務室へ速やかに退部届を提出する。

3 スポーツ特別入学者については、当部においてスポーツ活動を行うこと及び、学業と両立することが本学入学の条件であることから、退部にあたってはスポーツ推進センターによる審査を要する。

4 部員に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、部長は監督及び補助指導者と協議の上、その部員を退部させることができる。この場合、退部届は部長が作成する。

(1) 身体又は精神の障害等により当部での活動に耐えられないと認められたとき

(2) 能力不足又は活動成績不良で当部での活動に適さないと認められたとき

(3) 活動態度又は生活態度が不良で注意しても改善しないとき

(4) 協調性を欠き、他の部員の活動又は当部の運営に悪影響を及ぼすとき

(5) その他当部の部員として適格性がないとき

## 第5章 学生幹部

(学生幹部)

第15条 当部に以下の学生幹部を男女別に置く。

(1) 主将 1名

(2) 主務 1名

(3) 副将 若干名

(4) 会計担当 1名

(5) 寮長 1名

(6) 副務 若干名

(7) 渉外担当 若干名

- 2 前項に規定する学生幹部は監督及び部長の承認を得るものとする。
- 3 学生幹部の任期は、9月1日から翌年8月末日までの1年とする。
- 4 学生幹部は、当部運営と当部に対する理念を備え、活動の計画性、リーダーシップを持ち、部の発展に努めなければならない。

(主将)

第16条 主将は、部員を代表し、部活動及び部員を統率する。

- 2 主将は必要に応じて学生幹部会議を開催し、当部の練習ならびに運営について協議する。

(主務)

第17条 主務は、当部事務の責任者として部内の庶務事項を執り行うとともに、内外との連絡・調整を行わなければならない。

(副将)

第18条 副将は、主将を補佐し、主将不在のときは主将の職務を代行する。

(会計担当)

第19条 会計担当は、部長及び監督の指揮の下に、第29条第3項及び第4項に定めるとおり、部費及び寮費等を保管・管理し、厳正に取り扱うとともに、必要な経理処理を行わなければならない。

(寮長)

第20条 寮長は、別に定める寮則を部員に遵守させ、部員の私生活においても部の運営に支障を来すことがないよう部員を指導する。

(副務)

第21条 副務は、主務を補佐し、主務不在のときは主務の職務を代行する。

(渉外担当)

第22条 渉外担当は、主務と協力し外部団体との調整及び部の広報事務を担当する。

## 第6章 会議

(会議)

第23条 部の会議は、総会及び学生幹部会とする。

- 2 会議は部長の許可を得て主将が招集する。
- 3 総会の議長は出席部員のうちから選出する。
- 4 学生幹部会は主将が議長となる。

(総会)

第24条 総会は通常総会及び臨時総会とし、部員及び第6条に規定する役員によって構成される。

- 2 通常総会は毎年度事業終了後1か月以内に実施する。
- 3 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。
  - (1) 主将が必要と認めたとき。
  - (2) 部員の3分の1以上から、招集の請求があったとき。
- 4 総会は次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 部則の改廃
  - (4) その他の重要事項

(定足数・議決)

第25条 総会は、部員数の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 総会の議事は、出席した部員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学生幹部会)

第26条 学生幹部会は第15条第1項各号に定める者によって構成される。

- 2 学生幹部会は、主将が監督の許可を得て招集する。

## 第7章 運営経費

(会計年度)

第27条 会計年度は3月から翌年2月までとする。

(運営経費)

第28条 当部の運営に必要な経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 部費
- (2) 寮費
- (3) 積立金
- (4) 大学からの各助成金・強化費、未来サポーター基金

(5) その他

(会計管理)

第29条 部員は当部に在籍中、定められた部費、寮費及び積立金を期日までに納めなければならない。

- 2 部費、寮費及び積立金の額については会計の運営状況により監督と学生幹部が協議し決定(変更)する。また遠征費等の高額出費を部費で賄いきれない場合は、予め部員に通知し臨時の請求をするものとする。
- 3 前条に規定する経費は、適切に管理し厳正に取り扱うとともに、収入及び支出にかかわる書類を5年間適切に保管することとする。
- 4 会計担当は、部長・監督の指示に基づき精算報告書を作成し、年度の決算については部長の承認を得ることとする。
- 5 会計担当は、部員に対して決算報告を行うこととする。

## 第8章 懲戒

(懲戒)

第30条 懲戒の種類及び程度は、以下のとおりとする。

- (1) 譴責 始末書を提出させて、将来を戒める。
  - (2) 活動停止 一定期間当部での活動の全部又は一部を禁止する。
  - (3) 退部 当部から退部させる。
- 2 部員が以下の各号のいずれかの行為をした場合において、監督が補助指導者と協議し、部長が承認したときは、部長は情状に応じ、その部員を譴責、活動停止、又は退部とすることができる。
- (1) 明治大学本学学生の品位及び当部部員の体面を著しく傷つけた者
  - (2) 学生の本分である学業を怠った者
  - (3) 部則に違反した者
  - (4) 入部時の誓約に違反した者
  - (5) 生田総合合宿所運営要領に違反した者
  - (6) 活動への取組態度、理解、指導事項において改善されない者
  - (7) 部費及び寮費等を滞納した者
  - (8) その他、公序良俗に反する行為をした者
- 3 前項において退部処分を受けた部員について、部長はスポーツ振興事務室へ速やかに退部届を提出する。この場合の退部届は、部長が作成する。
- 4 第1項第3号に規定する処分に不服があるときは、明治大学体育会規程第13条第4項の規定に基づき不服申立することができる。

## 第9章 その他

### (実施規定)

第31条 当部則に定めのない事項については、部長と監督が協議する。

### (部則の改廃)

第32条 当部則を改廃するときは、部長・監督・補助指導者並びに学生幹部会議または総会で部員の意見を聴取のうえ部長が決定する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 本部則は平成27年4月1日よりこれを施行する。

#### (旧部則の廃止)

2 明治大学体育会ソフトテニス部部則（平成25年4月1日施行）は廃止する

### 附 則

この部則は平成26年3月1日から施行する

### 附 則

#### (施行期日)

1 この部則は、令和2年4月1日から施行する。

#### (旧部則の廃止)

2 明治大学体育会ソフトテニス部部則（平成27年4月1日施行）は廃止する。